

大分市上下水道事業に関する条例の一部改正について

①：提案理由

消費税法等の改正に伴う水道料金及び下水道使用料、分担金の額の改定のため。

②：改正の内容

大分市水道事業給水条例

- ・ 第25条：料金の額 「100分の108」を「100分の110」に改める
- ・ 第32条第1項：分担金
「100分の108」を「100分の110」に改める

大分市公共下水道条例

- ・ 第13条第1項及び第2項：使用料の算定方法
「100分の108」を「100分の110」に改める

③：施行期日：令和元年10月1日

④：新税率の適用となる水道料金及び下水道使用料

附則の（経過措置）の適用により、施行期日より前から継続して使用しているお客様には令和2年1月請求（12月検針）分から新税率を適用。施行期日以降から使用のお客様には、使用開始時から新税率を適用。

⑤：新税率の適用となる分担金

施行日以降に工事申込みのあったものから新税率を適用。

⑥：水道料金の影響額

【例：一般家庭への影響額（口径20mmの家庭が2か月で40m ³ 使用した場合）】			
水道料金	6,588円	（うち消費税額	488円）
	6,710円	（うち消費税額	610円）
影響額	122円	（うち消費税額	122円）

⑦：下水道使用料の影響額

【例：一般家庭への影響額（一般家庭が2か月で40m ³ 使用した場合）】			
下水道使用料	5,482円	（うち消費税額	406円）
	5,582円	（うち消費税額	506円）
影響額	100円	（うち消費税額	100円）

⑧：分担金への影響額

【例：影響額（口径20mmを新設した場合）】			
分担金	151,200円	（うち消費税額	11,200円）
	154,000円	（うち消費税額	14,000円）
影響額	2,800円	（うち消費税額	2,800円）

⑨：経過措置の適用

令和元年9月30日以前から大分市の上水道、公共下水道を使用をしているお客様で、令和元年10月1日以後11月末日までの間に確定する水道料金、下水道使用料については旧税率を適用する。

※ 令和元年10月1日以降からご使用のお客様は適用が受けられません。